

お知らせ（器）001
平成22年6月30日

特定器材マスターの改定について

今般、平成22年6月30日付け厚生労働省告示第259号に基づき特定器材マスターを下記のとおり改定しましたのでお知らせします。

また、この公表レコードの適用年月日は、平成22年7月1日であることから、平成22年6月診療分請求に係るマスターへ誤って使用することのないようご留意願います。

記

1 新規特定器材

(変更区分「3」)

平成22年7月1日 適用

特定器材コード	特定器材名	金額種別	新又は現金額
710010601	脊髄刺激装置用リード（アダプター）	1	35,000
710010602	埋込型脳・脊髄電気刺激装置（疼痛除去用）（16極以上用）	1	1,600,000
710010603	埋込式心臓ペースメーカー用リード（経静脈・誤感知防止型）	1	162,000
710010604	経皮的カテーテル心筋焼灼術用カテーテル（イリゲーション型）	1	184,000
710010605	塞栓用コイル（コイル留置用ステント）	1	446,000
710010606	埋込型迷走神経電気刺激装置	1	1,640,000
710010607	迷走神経刺激装置用リードセット	1	179,000
710010608	経皮的心腔内リード除去用レーザーシースセット	1	297,000

2 特定器材名称の変更
(変更区分「5」)

平成22年7月1日 適用

特定器材 コード	特定器材名	
	変更前	変更後
726160000	脊髄刺激装置用リードセット	脊髄刺激装置用リード(リードセット)
728100000	経皮的カテーテル心筋焼灼術用 カテーテル	経皮的カテーテル心筋焼灼術用 カテーテル(標準型)